

件名

銀行法第十四条の一の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 粟田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一～七十七 略」</p> <p>七十七の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他 の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する銀行の信用リスクの変動に係るものと除く。</p> <p>「七十七の三～百十四 略」</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第二項の「カウンター・シクリカル・バツファーア比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一～七十七 同上」</p> <p>七十七の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他 の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引及びレポ形式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する銀行の信用リスクの変動に係るものと除く。</p> <p>「七十七の三～百十四 同上」</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャ</p>

ーに係る信用リスク・アセットの額並びにCVAリスク相当額を除く。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。)の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額(ソブリン向けエクスポート・リヤー及び金融機関等向けエクスポート・リヤーに係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用行にあつては、第二百九十三条第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。)の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5
〔略〕

(トレーディング勘定への分類基準等)

第十二条の三 「略」

5
〔2 〔4 略〕

前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等(規則第十三条の六

ーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)の合計額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額(ソブリン向けエクスポート・リヤー及び金融機関等向けエクスポート・リヤーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)の合計額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5
〔同上〕

(トレーディング勘定への分類基準等)

第十二条の三 「同上」

5
〔2 〔4 同上〕

第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等(規則第十三

の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。」に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章までにおいて「特定取引等商品」という。）とあり、及び前二項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届けた場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

第十四条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファーア率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によつて生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これ

十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。」に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章までにおいて「特定取引等商品」という。）とあり、及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

第十四条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

を切り捨てるものとする。)とする。

一 零パーセント(金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率)に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5
〔略〕

(トレーディング勘定への分類基準等)
第二十二条の三 〔略〕

5
〔2 5 4 略〕

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6 7 略〕

一 零パーセント(金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率)に、信用リスク・アセットの額(ソブリン向けエクスポート・ジヤー及び金融機関等向けエクスポート・ジヤーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)の合計額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額(ソブリン向けエクスポート・ジヤー及び金融機関等向けエクスポート・ジヤーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)の合計額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5
〔同上〕

(トレーディング勘定への分類基準等)
第二十二条の三 〔同上〕

5
〔2 5 4 同上〕

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6 7 同上〕

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二条の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届けた場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

(トレーディング勘定への分類基準等)

第三十四条の三 「略」

「2～4 略」

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 略」

(バンキング勘定への分類基準)

第三十四条の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二条の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

(トレーディング勘定への分類基準等)

第三十四条の三 「同上」

「2～4 同上」

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 同上」

(バンキング勘定への分類基準)

第三十四条の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目

する同条第三項)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができます。

3 「略」

(トレーディング勘定への分類基準等)

第四十五条の三 「略」

「2～4 略」

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 略」

(バンキング勘定への分類基準)

第四十五条の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項に規定する場合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができます。

3 「同上」

(トレーディング勘定への分類基準等)

第四十五条の三 「同上」

「2～4 同上」

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 同上」

(バンキング勘定への分類基準)

第四十五条の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第七十六条の五 「略」

〔略〕

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 「略」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリス

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第七十六条の五 「同上」

〔同上〕

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 「同上」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリス

ク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔略〕

7 6 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に二百七十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

ク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7 6 「同上」

前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に二百七十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

[$\infty \sim 10$ 監]

($\sigma A - CCR$)

第七十九条の11 [監]

2 [監]

3 前項のボラティリティ調整率 (H) は、次の各項に掲げた場合の区分に応じ、前項各項に定める算式を用いて算出する。

1 マーケット・マグニチュードを算出しとする場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H_{10} は、第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

N_R は、ネットディング・セットに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_M は、第百条第二項第一号に定める最低保有期間

[$\infty \sim 10$ 固ナ]

($\sigma A - CCR$)

第七十九条の11 [固ナ]

2 [固ナ]

3 [固ナ]

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

N_S は、ネットディング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H_{10} は、第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

N_R は、値洗いの間隔（営業日数）又は N_S に含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_M は、第百条第二項第一号に定める最低保有期間

1 [固ナ]

[4 ~ 16 監]

17 湿原の野原より此處を離れて進むに至る。

RC は、次の計算式で算出する。

$$\begin{aligned} RC &= \max[\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)] - \max[C_{MA}, 0], 0] \\ &\quad + \max[\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)] - \min[C_{MA}, 0], 0] \\ C_{MA} &= C_{MA, collect} \times (1 - H_{CMA, collect} - H_{fxMA, collect}) \\ &\quad - C_{MA, post} \times (1 + H_{CMA, post} + H_{fxMA, post}) \end{aligned}$$

NS は、ネッティング・セット（以下この項及び次項において同じ。）

MA は、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、NS に含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

C_{MA, collect} は、MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_{CMA, collect} は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

H_{fxMA, collect} は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{MA, post} は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除

[4 ~ 16 監]

〔四〕

RC = max[\sum_{NSEMA} max(V_{NS}, 0)] - max[C_{MA}, 0], 0]

$$+ \max[\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)] - \min[C_{MA}, 0], 0]$$

$$\begin{aligned} C_{MA} &= C_{MA, collect} \times (1 - H_{CMA, collect} - H_{fxMA, collect}) \\ &\quad - C_{MA, post} \times (1 + H_{CMA, post} + H_{fxMA, post}) \end{aligned}$$

MA は、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、NS に含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

C_{MA, collect} は、MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H_{CMA, collect} は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

H_{fxMA, collect} は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{MA, post} は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手續又は外国における倒産手續と同種類の手續に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除

く。) の額

$H_{CM\alpha,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率
 $H_{fxMA,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率
〔答〕

18

(承認の基準)

第七十九条の三の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の三第一項の承認をしようとするときは、期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたつて内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以後において、内部管理に関する体制が次に掲げる基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一～四 略〕

五 モデル検証の実施に当たつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

〔イ～ヌ 略〕

ル 金利、外国為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期長期間にわたつて予想され、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたつて期待エクスポージャーが計測されていること。

〔ヲ・ワ 略〕

く。) の額

$H_{CM\alpha,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率
 $H_{fxMA,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率
〔回答〕

18

(承認の基準)

第七十九条の三の三〔回上〕

〔一～四 同上〕

五 〔回上〕

〔イ～ヌ 同上〕

ル 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたつて予想され、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたつて期待エクスポージャーが計測されていること。

〔ヲ・ワ 同上〕

〔六〇十七 略〕

(保証に関する条件)

第一百十九条 標準的手法採用行が保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

2 「略」

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第一百二十条 標準的手法採用行がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、当該クレジット・デリバティブは、第百十八条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

〔一・七 略〕

(事業法人等向けエクスボージャーの EAD)

第一百五十七条 「略」

2 「略」

3 先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法を適用で

きる事業法人等向けエクスボージャーのうち、リボルビング型エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法採用行において百パーセントの掛け目が適用される場合にあつては掛け目として百パーセントを乗じた額とし、

〔六〇十七 同上〕

(保証に関する条件)

第一百十九条 標準的手法採用行が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

〔一・二 同上〕

2 「同上」

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第一百二十条 標準的手法採用行がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第百十八条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

〔一・七 同上〕

(事業法人等向けエクスボージャーの EAD)

第一百五十七条 「同上」

2 「同上」

3 先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法を適用で

きる事業法人等向けエクスボージャーのうち、リボルビング型エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法採用行において百パーセントの掛け目が適用される場合にあつては掛け目として百パーセントを乗じた額を、リ

リボルビング型エクスポートに該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔459 略〕

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十七条 「略」

〔25 略〕

6 前項の規定により保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポートとの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号に掲げるエクスポート以外のエクスポート
1 前項の第三者を当該エクスポートを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生

ボルビング型エクスポートに該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔459 同上〕

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十七条 「同上」

〔25 同上〕

〔一・二 同上〕

三 前二号に掲げるエクスポート以外のエクスポート
1 前項の第三者を当該エクスポートを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生

商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額（）と読み替えるものとする。

「略」

前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

「一・二 略」

三 前二号に掲げるエクスボージャー以外のエクスボージャー
 一 当該内部格付手法採用行を当該エクスボージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるいは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取

商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額（）と読み替えるものとする。

「同上」

「一・二 同上」

三 前二号に掲げるエクスボージャー以外のエクスボージャー
 一 当該内部格付手法採用行を当該エクスボージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるいは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取

引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」
と読み替えるものとする。

〔9 〔11 略〕

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートジャ
ー)

第一百七八条の四の二 「略」

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、
第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の
議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融
機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その
他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額(第
二十五条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあつ
ては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じ
て得た額をいい、第三十七条に規定する単体自己資本比率を
算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に
五パーセントを乗じて得た額をいう。)を上回る部分に
するエクスポートジャーナーの信用リスク・アセットの額は、当該エ
クスポートジャーナーの額(EADをいう。)に百五十パーセント
のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 「略」

(エクスポートジャーナー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百四十二条 「略」

〔略〕

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一 〔四 略〕

引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」
と読み替えるものとする。

〔9 〔11 同上〕

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートジャ
ー)

第一百七八条の四の二 「同上」

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、
第一百五十三条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の
議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融
機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その
他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上
回る部分に関するエクスポートジャーナーの信用リスク・アセット
の額は、当該エクスポートジャーナーの額(EADをいう。)に百五
十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 「同上」

(エクスポートジャーナー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百四十二条 「同上」

〔同上〕

〔一 〔四 同上〕

五 エクスポート・リジヤー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われるものとする。

〔4・5 略〕

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「略」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は銀行の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

〔一・三 略〕

(マージン・アグリーメント)

第二百七十三条の四の三十五 「略」

2 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポート・リジヤーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 エクスポート・リジヤーの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又は口に掲げるリスクのマージン期間の区分に応じ、当該イ又は口に定める最低期間を下回らないものとする。

五 エクスポート・リジヤー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行うものとする。

〔4・5 同上〕

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「同上」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は銀行の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

〔一・三 同上〕

(マージン・アグリーメント)

第二百七十三条の四の三十五 「同上」

2 「同上」

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るリスクのマージン期間四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。口において同じ。）

口
〔略〕

(中央清算機関連工クスボージャーの信用リスク・アセツト)

第二百七十条の六 第六章及び第七章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスボージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

三　銀行が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポートージャーであつて、第二百七十条の二第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポートージャー」という。）

(リスク・ファクターの特定)
第二百七十四条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次

に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクのリスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

レポ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード・エクスポートに係るリスクのマージン期間 四十 N 営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。口において同じ。）

口
〔同上〕

(中央清算機関連エクスポージャーの信用リスク・アセツト)

第一百七十九条の六 「同上」

〔一・二 同上〕

三 銀行が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーであつて、第二百七十条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスボージャー」という。）

（リスク・ファクターの特定
第二百七十四条　【同上】

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

〔二〇十 略〕

〔二〇十 同上〕

(ファンドへの出資の取扱い)
第二百八十四条の二 「略」

3 2 第二百八十四条の二 「略」
〔略〕

3 2 第二百八十四条の三第三項第二号、第二十二条の三第三項第二号、第三十四条の三第三項第二号又は第四十五条の三第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は、次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 「略」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する方法

(カーベチャード・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関)

第二百八十七条の二 「略」

「2・3 略」

4 第二百八十二条の三第五項及び前項の規定にかかる、各リスク・クラスのカーベチャード・リスクにおいて、同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定により分類したバケットが第二百八十五条の三第一項第一号の表中バケット番号¹⁶、第二百八十五条の四第一項第一号の表中バケット番号¹⁶、第二百八十五条の五第一項第一号の

(ファンドへの出資の取扱い)
第二百八十四条の二 「同上」

3 2 第二百八十四条の二 「同上」
〔同上〕

一 「同上」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除する方法

(カーベチャード・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関)

第二百八十七条の二 「同上」

「2・3 同上」

〔同上〕

表中バケット番号 25 又は第二百八十六条第一項第一号の表中バケット番号 11 に該当する場合には、次の算式によるものとする。

$$K_{b(other\ bucket)} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5
〔略〕

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第二百九十一條の二
〔略〕

2
〔略〕

3 証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$DRC_{CTP} = \max \left[\sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

DRC_b

$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |netJTD_i| \right)$$

$$HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Short} |netJTD_i|}$$

DRC_{CTP} は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

DRC_b は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

$$K_{b(other\ bucket)} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5
〔回上〕

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第二百九十一條の二
〔回上〕

2
〔回上〕

3
〔回上〕

$$DRC_{CTP} = \left[\sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

DRC_b

$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |netJTD_i| \right)$$

$$HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Long} |netJTD_i|}$$

DRC_{CTP} は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

DRC_b は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

i は、パケット b に属する商品

RW_i は、商品 i に適用するリスク・ウェイト

$\overline{HBR_{CTP}}$ は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリ

オに含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商
品（CTP）のヘッジ効果の係数

（B-I-Cの算出方法）

第三百五条 [略]

2 ILDC、SC及びFCの額は、次のとおりとする。①の

場合において、次の各号の算式中の用語の意義は別表第一に
よるものとし、当該算式中の上線部分はそれぞれ直近三年間

の平均値を合計した額を用いるものとする。

1 ILDC 次の算式により資金運用収益かの資金調達費
用を減じた値の絶対値又は金利収益資産に二・一五ペーセ
ントを乗じた値のいずれか小さい値に、受取配当金の値を
加えて算出される額

$$ILDC = \text{Min} \left[\frac{\text{Abs}(\text{資金運用収益} - \text{資金調達費用})}{2.25\% \times \text{金利収益資産}} + \frac{\text{受取配当金}}{2.25\%} \right]$$

[1]・[1] 監

[3～10 監]

i は、パケット b に属する商品

RW_i は、商品 i に適用するリスク・ウェイト

$\overline{HBR_{CTP,b}}$ は、証券化商品（CTP）のパケット b におけるヘッジ
効果の係数

（B-I-Cの算出方法）

第三百五条 [回上]

2 [回上]

第三百五条 [回上]

2 [回上]

第三百五条 [回上]

2 [回上]

$$ILDC = \text{Min} \left[\frac{\text{Abs}(\text{資金運用収益} - \text{資金調達費用})}{2.25\% \times \text{金利収益資産}} + \frac{\text{受取配当金}}{2.25\%} \right]$$

[1]・[1] 回上

[3～10 回上]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第四項各号及び第十四条の二第四項各号並びに第七十九条の二第三項第一号の規定の適用については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。